



よう当該タクシー事業の営業所等と同一の営業所等について貨物自動車運送事業の許可の審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について貨物自動車運送事業の営業所等として許可を受ける場合は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

② 損害賠償能力

損害賠償能力の確認は、宣誓書（別添様式）の添付を求めることとする。

③ 資金計画

貨物自動車運送事業の経営に係る資金計画が適切であることは宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

④ その他

法令遵守の確認は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

⑤ 許可期限の変更

許可期限の変更は、許可事業者からの（別添）条件・期限の変更承認願いにより、その申請がタクシー許可通達及び（１）①から④について、適切なものであった場合にはそれを承認することとし、許可期限の条件変更を行うこととする。

（２）既に貨物自動車運送事業及びタクシー事業の両方の許可を受けている者が、タクシー車両を用いて貨物の運送を開始する場合の取扱いについては、タクシー許可通達並びに処理通達及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年８月１日付け国自貨第４０号）その他関係通達等によることとする。

営業所、車庫、休憩・睡眠施設については以下のとおり取り扱うこととする。

貨客併用車両を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設について、事業計画変更の申請を行わせることとする。

（い）許可又は認可に付す条件

事業計画変更の認可をしようとする場合は、タクシー車両を使用して食料・飲料を運送する場合について、タクシー許可通達 1.（１）③の条件を既に受けている貨物自動車運送事業の許可に付すとともに、1.（１）④の期限を付すこととする。

ただし、既にタクシー車両を使用して貨物の運送を行うことができる貨物の許可を受けている事業者であって、営業所を新設等することにより事業計画を変更等する場合にあっては認可にあたって改めて条件を付すことを要しない。

認可にあたり、許可期限が経過した場合には、事業計画のうちタクシー許可通達に基づく内容を削除する旨の事業計画変更を行う条件を付すこととする。

（ii）事業計画変更の認可申請について

貨客併用車両を配置する営業所、車庫、休憩・睡眠施設については、タクシー及び貨物の両事業を同一の事業用自動車で行うため、その運行管理等を同時に行えるようタクシー事業の営業所等と同一の営業所等について、貨物自動車運送事業の事業計画の変更認可の審査を行うこととする。

なお、既存のタクシー事業の営業所等について貨物自動車運送事業の営業所等として許可を受ける場合は、宣誓書（別添様式）の添付をもって、足りることとする。

- (3) タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可を受けた者が、タクシー車両によらない貨物自動車運送事業を行おうとする場合の取扱いについては、処理通達による事業計画の変更認可の審査を行うこととし、(1) ①から④について処理通達に基づき改めて審査するものとする。